

第十六回国会
衆議院

厚生委員会議録 第二十三号

(四九四)

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君
理事青柳 一郎君
理事中川源一郎君
理事松永 佛骨君
理事古屋 菊男君
理事長谷川 俊思君
越智 茂君
田中 元君
寺島隆太郎君
降旗 德弥君
中野 四郎君
山下 春江君
萩元たけ子君
堤 ツルヨ君
有田 八郎君
同 同

出席政府委員

外務省参考官
(大臣官房審議室付)
厚生事務官
(社会局長)
(厚生事務官引揚援護厅次長)
委員外の出席者
厚生事務官(社) 熊崎 正夫君
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

七月二十一日
委員長ツルヨ君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。
同月二十二日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として堤ツルヨ君が議長の指名で委員に選任された。

国民健康保険法制定に関する二
八番地養護施設わかば園長松田坊
(第一〇九一號)
○有田(八)委員 授護法案の第十一條
についての質問であります。ここに留
守家族に対する手当は、未帰還者が帰
りますし、ただちに就職される方々もあ
ります。しかし内地に留守家族を持
つておられ、帰つたあとただちにその
家族を扶養することができるというこ
とでもありませんので、そういう仕訳
をするということになりますと、やは
りお困りになる方は一般の原則に立ち
返つて措置するのが筋ではなかろう
か、一応こういうふうに考えておりま
す。

健康保険の標準報酬改正等に関する
陳情書(東京都健康保険組合理事長
掛飛賀朗外五名)(第一〇九三號)
歯科医師の死亡診断書交付に関する
陳情書(東京都千代田区神田小川町
一丁目三番地日本歯科医師会長入交
直重)(第一一四三號)
社会福祉事業金融公庫法制定に関する
陳情書(岡山市門田六百八十三番
地新天地育児院長池田愛)(第一一四
四號)
らい予防法案に関する陳情書(熊本
県菊池郡西合志村国立療養所再春荘
新生会会長田中佐能)(第一一四五號)
未帰還者留守家族援護法案(内閣提
出第一一九號)
財団法人日本遺族会に対する国有財
産の無償貸付に関する法律案(内閣
提出第一一四四號)
○小島委員長 これより会議を開きま
す。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法
の一部を改正する法律案及び未帰還者
留守家族等援護法案の両法案を一括し
て議題とし、前会に引き続き質疑を続行
いたします。有田八郎君。
○有田(八)委員 授護法案の第十一條
についての質問であります。ここに留
守家族に対する手当は、未帰還者が帰
りますし、ただちに就職される方々もあ
ります。しかし内地に留守家族を持
つておられ、帰つたあとただちにその
家族を扶養することができるというこ
とでもありませんので、そういう仕訳
をするということになりますと、やは
りお困りになる方は一般の原則に立ち
返つて措置するのが筋ではなかろう
か、一応こういうふうに考えておりま
す。

未帰還者留守家族に手当を支給する
といふ根本の精神からいたしまして
も、それから法律の建前が未帰還者の
留守家族には手当を支給するという建
前ですべててきておるのでございまし
て、従いまして未帰還者がお帰りにな
りました以上は、この手当を打切ると
いうのが、この法律の建前からいって
一貫するのじやないかと思つております。
お話を通り確かに帰りになつた
場合もあるらうかと思いますが、原則
的に申しますならば、かよ的な事態は
やはり生活保護法によつて処理すべき
が筋ではなかろうか、お帰りになりま
した以上は、やはり一般国民と同じ立
場において、生活保護法によつて保護
を受けるのが筋ではなかろうか、かよ
うに考えられるわけであります。お帰
りになつた方々の中には、相当の持
りますし、ただちに就職される方々もあ
ります。しかし内地に留守家族を持
つておられ、帰つたあとただちにその
家族を扶養することができるというこ
とでもありませんので、そういう仕訳
をするということになりますと、やは
りお困りになる方は一般の原則に立ち
返つて措置するのが筋ではなかろう
か、一応こういうふうに考えておりま
す。

未帰還者留守家族に手当を支給する
といふ根本の精神からいたしまして
も、それから法律の建前が未帰還者の
留守家族には手当を支給するという建
前ですべててきておるのでございまし
て、従いまして未帰還者がお帰りにな
りました以上は、この手当を打切ると
いうのが、この法律の建前からいって
一貫するのじやないかと思つております。
お話を通り確かに帰りになつた
場合もあるらうかと思いますが、原則
的に申しますならば、かよ的な事態は
やはり生活保護法によつて処理すべき
が筋ではなかろうか、お帰りになりま
した以上は、やはり一般国民と同じ立
場において、生活保護法によつて保護
を受けるのが筋ではなかろうか、かよ
うに考えられるわけであります。お帰
りになつた方々の中には、相当の持
りますし、ただちに就職される方々もあ
ります。しかし内地に留守家族を持
つておられ、帰つたあとただちにその
家族を扶養することができるというこ
とでもありませんので、そういう仕訳
をするということになりますと、やは
りお困りになる方は一般の原則に立ち
返つて措置するのが筋ではなかろう
か、一応こういうふうに考えておりま
す。

遷したと同時になくなるということにな
つておるのであります。しかしこれ
は未帰還者が帰ると同時に留守家族の
手当もなくなり、また自分の就職も必
ずしも確定していないというふうな場
合には、非常に生活の困難を來すので
あります。これが未帰還者が帰還し
た後ある期間、未帰還者留守家族に對
する手当を継続して支給するというふ
うなことにはならないものであります
ようか。

○田辺政府委員 お答えいたします。
本日の会議に付した事件
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一一
八號)
未帰還者留守家族援護法案(内閣提
出第一一九號)
新生会会長田中佐能(第一一四五號)
○有田(八)委員 未帰還者が帰つた場
合に、帰還手当といふのを、おとなに
ついては一万円、子供については五千
円といふことになつておるようではあります。これは法律の規定によるのでな
く、行政措置によつておるのですが、この一万円、五千円といふ帰
還手當の中には、帰る早々職業もなく
て困るだろうというふうな意味も含ま
ります。これまでのところは、この手當を打切ると
ます。お話を通り確かに帰りになつた
場合は、実は帰還手當といふ意味も含ま
りますが、この一万円、五千円といふ帰
還手當の中には、帰る早々職業もなく
て困るだろうというふうな意味も含ま
ります。

○田辺政府委員 帰還手当の性質、根
據についてのお尋ねかと思うのであり
ます。お話を通り確かに帰りになつた
場合は、実は帰還手當といふ意味も含ま
りますが、この一万円、五千円といふ帰
還手當の中には、帰る早々職業もなく
て困るだろうというふうな意味も含ま
ります。

1

○有田(八)委員 私のお尋ねしましたのは、いろいろな意味もある中に、帰る早々就職もできないお場合もあるし、困難であろうからというふうな意味が加わっておりますかどうかということをございます。

○田辺政府委員 それももちろんこの中には、その一部としてそういうことも考慮されておるわけであります。

○有田(八)委員 もしこの帰還者の手当には、そういう意味が幾分なりとも加わっておりますならば、その意味をもう少し拡張して、金額を一円以上に増額するというふうな行政指掌はとられないものでありますようか。実はこのことは、今回中共から引揚げて來ました方たちにおいて非常に強く叫ばれておることは、この前ちよつとお話し申し上げたと思いますが、なるほど中共から引揚げた引揚者のうちには、ずいぶん常軌を逸した行動に出でておる者があるのです。私どもといたしましても、それらの点については非常に遺憾に思つておるのでありますが、御承知の通り、あれは大部分の引揚者が心からああいうことをやつておるのではなくて、ごくわずかな者の扇動等によつてああいうふうなことをやらなければならぬ状況に追い詰められておるからであることは、十分御承知の通りであると思うのであります。しかしそういうふうな引揚者の大部分といふものは、帰つてすぐ職があるわけでもなし、また留守家族手当といふものも多分に持つておるものであろう。かたがたお帰りになつた当座のお小づかいないしその他いろいろの諸経費に当てていただき、こういう意味でござります。

なくなるとすると、どういうふうに生きてよろしいかという生活の不安に対する、恐れおののいておる者が非常に多いのです。もちろん帰還される方もあるようあります。しかし、これはきわめて例外的であると想るのであります。全部の人がまち／＼で持つて来ておらない。かりに金を持って来たといたしましても、今日のよくな物極高の際におきましては、日本へ帰つて間もなくするとなくなつてしまふというような状況にあると思われるのであります。そういう点を考えると必要でありますし、もう一つは、今日の社会状態、共産主義等が日本の社会へやともすれば根をおろそくしておる今日の状況であります。中共のやり方と日本のやり方と比べてみると、日本のやり方は非常にまずいとわれ／＼は感する。なぜかと申しますと、中共に抑留されておつた同胞は、向うにおります間はずいぶん搾取をされ、ほんどこれといふうな報酬なしに、無理に働かされておつた者が非常に多いと思うのです。ところがそれらの者が帰るに際しまして、あまり中共を恨んでいない。なぜそうかといふと、いよいよ帰るときまつてからわのわすかばかりの間に、相当なことをしておる。生活についてもまたせんべつのようなものをくれるにしても、これはちょっととしたことであります。が、日本人の感情に訴えて、中共は非常によくしてくれた、こういうふうな感じを持つておるのであります。どこ

るがそれらの人が日本へ着くと、な
くらいでではなくかしらでない。
いうことで、もう少しやつてくれたへ
よかるうじやないかというふうな感
が非常に多いのです。それが一
めにありがたく思わなければならぬ。
本に対し、あるいは日本政府に対し
て、かえつて非常に気まずい思いをす
るということになるのです。これは、
其共产党対策等からいつても決
ていいやり方でないと想うのであります。
何とかこの点について、一万円を三
万円にしてくれというふうな要求に
対しましては、それらの点をあわせ
考え、ことに今の帰還者手当について
は、そのうちにはある程度、帰つて早
い生活の不安というものに対して、
それを補うような意味も含まれておる
というのでありますから、それをもう
少し拡張して、増額してやるとい
うことが適切な措置ではないかと私は思
うのであります。どうですか。

あります。われくは今まで、引揚者は無差別平等の援護の原則とは別に、特別な援護が必要であるという觀点から、いろいろ努力して参ったのですが、それにつきましてもやはり限度がございまして、過去の引揚者の均衡であるとか、他の生活困窮者との均衡であるとか、さようなことをにらみ合せまして、行かなければならぬと思つております。さような点から、いろいろ折衝いたしました結果、今日の財政力とのにらみ合せから、今日の一万円、五千円というものがきましたよなわけあります。お話を通りに、帰つた直後の生活の問題につきましては、いろいろ御苦勞もあり、御心配もあらうと思うのでありますが、やはり一面生活保護法という大きな一般的な制度があるのでござりますから、今日のところそれを漏れなく該当者に対して迅速に適用するということになつて規定されておるわけであります。もう一つは、できるだけ早く住宅または就職のごあつせんをして、その面での生活保障を考える、こういうことが適当なのではないか、一応かよう考へておるわけであります。

○有田(八)委員 十分納得いたしませんけれども、これをもつて私の質問を終ります。

○小島委員長 青柳一郎君

○青柳委員 第十三条に「この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。」こうなつております。そこでこの法律施行後三年を経過した場合に打切られてしまうおそれがあるというので、留

守家族は非常に心配しておるようあります。三年のうちに政府においては十分調査、研究して、その結果によつて三年後の処分についてもお考えを願うことが必要だろと存ずるのであります。この点についていかに考えておるか伺いたい。

○田辺政府委員 留守家族手当の支給について法第十三条のような制限を設けましたのは、今回の立法におきましては、未帰還者の範囲は相当広汎に相なつております。終戦前後から今日までの間一度でも生存しておつたという資料があるものは、全部未帰還の範囲に入つております。中には開戦当時生存しておつたというだけでその後何らの消息がなくとも、未帰還者として三年間は手当をやろうという対象に取上げておるわけでござります。従いましてかような方々を含めて無期限に手当を支給することはいかがかと存じましてかよしな制限を設けたわけでござります。三年後にどうなるかという問題でございますが、われくとしては三年間に十分調査、究明を行いたい、機構の整備その他いろいろな態勢を整えて、あらゆる手を講じて未帰還者の状況不明の方の状況を明らかにして行きたい、かように思つておるわけであります。今日ソ連、中共との間には通信の方法もあるわけでございまして、また今度帰還された方々から相当の資料も獲得できるのではないかと思つております。かよくな状況でござりますので、われくとしては三年間の調査究明の成果をまちますれば、相当の生存者の資料を獲得することができるであります。かよくな状況でござりますので、わたくしとしては三年つても消息不明であるというよ

うな、状態が続いている方々については、われ／＼目下の考へでは一応この制度を打切るという建前にする方が妥当ではないか、かように考へておるわけあります。これは調査究明の成果とも関連する問題でございますので、成績がどの程度あるかということを見定めました上、さらにその後の措置を考えたいと思います。

○山下(春)委員 関連して。だいま青柳委員の御質問に対する政府の御答弁を承りましたが、政府でも非常にこの調査究明ということに重点を置いていろいろお考へのようでございます。調査究明を、あるいは所期の目的を果し得ないかもしれません、政府と議会とが協力してやる意味において、この際政府と議会とが協同で何名かを派遣して、正式に調査究明をする機会をおつくりになる御意思がありますか、どうでしようか。

○田辺政府委員 御質問の御題旨がよくわかりかねるのであります。今日

の国際関係からいたしまして、政府の職員がソ連、中共等に行つて状況の調査をすることは相当困難ではないか、不可能に近いと想像されるのであります。国会の方はまた別の問題だと思いますので、できますならば国会の皆様方のお力によりまして未帰還者の状況が、一日も早く、一人でも多く明らかにされることが望ましいと思つております。

○山下(春)委員 国交を回復しておら

ない今日、政府が言わることは無理もないと思ひますけれども、特にソ連の場合などは、日本の政府と交渉するということを常に申しております。このことなどくらいいの確定性があるか

は私はつまびらかではありませんけれども、しかし一応やや正式な機関を通して政府と交渉したいと申しております。そこで政府は、行くのがどうかとけであります。

他の職務はそういうことに当ることでござりますから、この際勇気を出して、ただちに御答弁を願おうとしても、それはちよつと無理だろうと思いますが、政府におかれましても国会と協同で、このことをひとつ正しく勇敢に、向うの間に答える意味において、あらうは成績があがらぬかもしませんが、あがらなくて一応これを勇気を出してやつてみるべきだと私は考えます。わたくしとしてもその性格を十分明らかにいたしたいと思いますが、政府としても協同してこれらの究明に当ります。

○山下(春)委員 那に御質問はございませんか。——ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めてください。

○小島委員長 他に御質問はございませんか。——ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めてしまさ

い。

○小島委員長 他に御質問はございませんか。——ちよつと速記

四

もし万一千枚等が出た場合において、この万全を期する上において政府はいかなる補償をする用意があるかということをば今日まで尋ねておつたのであります。さらに私はここで政府に伺いたいのですが、先日の局長の答弁によりますると、この法律案は、旧軍人軍属で公務によつて死亡した者の遺族の方々だけの福祉をはかるのではないと説明をしておられまするが、これは法律案の中にちゃんと明記してあるのであります。して、もし方が一、公務で死亡した者の遺族のみの便に供するというのならば、戦争の犠牲者として、恩給あるいは援護法に抵触せざるところの御遺族が全国に多数あることを忘れているのではないか。もし方が一、将来この法律をたてにとつて、そういう人ははここに入れないのだということになつたら、——世の中がだん／＼おちつくに従つて、そういう誤まつた感覚を持つような者があつてはならないので、立法計画をするにあたつては当然万金を期さなければならぬのであります。いわんや、このよくな、旧軍人軍属で公務によつて死亡した者の遺族だけだということを法律に明記することは、決して妥当な方法でないと私は思うのですが、政府側は先日ここでそううしたのだと言つたら、頭をかいて、さやむやのままに今日に至つておるのですが、その点について政府の明確な正を明らかに速記録に載せられて、さらに法文の中に明記してあるのは、どうしたのだと、頭をかいて、説明に対しても射けだすが、その点について政府の明確な

答弁をもう一ぺん求めたいと存ずる
であります。

は、明らかにこれは接収されたものであつて、しかも解散団体として国有財産に帰しておるものであるから、これが処分にあたつては、当然ボッダム宣言受諾の条項と、その後における平和条約に連なる行政協定の範囲内においてやるのであつて、あなたがこういうものを自分のものだと主張する権限はないのだということを明らかにして、この人々に対する納得を得させるような行動に出ればよかつたのですけれども、私はどうもこの点に毅然としているものがあつたのではないということを心配しております。しかしながら、それはそれといたしましても、この字句の中にこういうような言葉がないものがあつたのではないことを心配しておるのであります。しかしながら、それはそれといたしましても、もし今局長が説明をされたように、広い意味において御遺族の方々の便に供したいといつて、あえてこれを取上げて言うのではありませんけれども、もし今委員会ではありますけれども、この字句の中にこういうような言葉がなければ、これを修正するとか、ないしはこれに対する附帯条件をつけるといふことは、当委員会の責任でありますからやりますけれども、これは当然考えなければならないかぬと思うのです。今までの恩賜法改正なんかを見ますと、私がまことに残念だと思うことは、今後日本においても、MSAの援助を受けるとかなんとかいうことが、国会において問題になるでありますよう。かりにこれを受けたとすれば、当然起り得るものは、日本の自衛力の拡大強化でありましよう。こういう過程に入りましたとしても、いくら鉄砲や軍艦、飛行機を借りても、これを操作する人間がなければなりませんけれども、この人々が、ほんとうに国に対する情熱を持つていなければ

だめなんです。この情熱を沸かせる
いわゆる救国的情熱とか、祖国再建
情熱というものは、どこにおいて沸
かといえども、少くとも国家民族のた
に大なる犠牲を払つた方々に対し
は、その区別をつけずに、国家民族
責任において、万般にわたつてこの
人のめんどうを見て上げるというよ
な態度に出るのがあたりまえだ。便
論かどうか知りませんけれども、や
もすると役人は、お前はマラリアで
んだから、お前の公務死であると
つて、その方に對しては弔慰金を支
へ、恩給の対象にもなる。しかしな
ら、胃がんで死んだ者は、殘念なが
その対象にはならない。弔慰金も行
ない。肺病で死んだ者しかり。精神病
において非常に困苦しておる人々、そ
ういは死んだ人々に対しても、そ
うような対象にならない。そこに田中
次長もおいでになるが、全国にお
て、恩給法とか援護法という方面に実
際にかからない御遺族も相当あること
を考えなければならぬ。こういう人との
便に供してこそ、私は日本遺族会が
この軍人会館を無償で借り受けて、
それを完全に運営し、その目的を達成す
ることができると思うのであります。
従つて、今の説明で大体わかつては參
りましたけれども、いずれにしまして
も、法文の上にこういうことをはつきり
とつけておくということは、将来にあ
おいて不便を感じると思いますが、人
れを訂正する意思があるかどうか。
より死亡した者の遺族」というふうに
それを承りたいと思います。

私どもは解釈するわけであります。しかし軍人会館の利用にいたしましても、たとえば宿泊もありましょうし、その他いろいろの利用方法がございますが、そういう点で一番問題になりますのは、これから出ました収益を、たとえば育英資金に使うというような場合に、それが遺族かどうかという点が問題になるのではないか。その他宿泊等につきましては、私はそう権利義務でやかましい問題が起るようなことはまずなかろうと思います。そういう意味もありまして、実は遺族会につきまして、そうやかましいことを申し上げなかつたのでありますけれども、大体この条文を基礎にいたしまして、それに適当な判断を加えて行くというようなやり方が、穩当なんじやないかと思うのであります。今のところ、これを改めまして、他に適当な表現を探すといふことは、少しむずかしいのではないかというふうな気がいたしております。

明らかになければよいのですが、よけいなことに、ここに公務死というような文字が使つてあるところが、私は不適当であると思うのであります。

それからさうに伺いたいのですが、先日この事業計画をいただきまして、その内容を拝見いたしました。ところがこの事業計画の内容を見ますと、どうも宿泊行為が相当多いようです。私は先日申し上げたように、一休御遺族の方々に貸して上げるのは、営利を目的に貸して上げるのではない。ある意味においては、社会事業的な性格を多分に持つたものだと思う。これが運営にあたって、もし損失等が起つた場合には、これをどういうふうに補填するか、あるいはこれが運営に對してはいかなる監督をするか、これはちよつと問題なんです。これはあなた目のかたきにするのではありませんけれども、こういう漫然たる法律案を、漫然たるままに通して——名分はあくまでも御遺族の方々でありますから、われわれはおよそ一点も反対の余地はありませんので、むろん心から贅意を表すものではありますが、この御遺族の方々に貸して上げるという名目の中にも、ややもすれば役人が食い込むおそれがあるのです。たとえて言えば、軍人会館の開放にあたつては、そのうちの三分の一、四分の一を厚生省で分掌として使うとか、何かの名目で使うといふことは、多々ある。厚生省にはないけれども、役所には、国有財産払下げに對して、たくさんそういう例があります。たとい名目はりづばな遺族会の名目で、表看板は上つておつて方が、最初は欣喜雀躍して大いに喜ば

れるけれども、将来は非常にきゆうく思つた思いをして、何か恩を売られて、実際上の実をとれない、というような傾向が生れるおそれがあるに思う。私はこの事業計画を見ただけで、内容を全部そろばんを立てて検討しておりませんが、どうもこのままで不安を覚えるのです。もしこれが赤字が出た場合には、遺族会においてはどういうふうにこれを經營して行こうとしておられるのか。たとえて言えば、全国の御遺族の方々にふれを出して、今度あなた方の会館ができたから、あなたの中から一家族あるいは一人について、十円ずつの蔵金をしてくださいと言つて、特別寄付によつてこれらのものを集める、そしてそういう赤字の場合の補填にするとか、あるいは何らかの方法が公にされておればよろしいが、そのようなことはここにうたつてありません。特別寄付を求めるとはいたしておりますが、その内容はよくわかつております。従つて、こういう社会事業的な性格を帯びた事業に対し、これは宮利事業ではありませんから赤字の出るのは当然であります、その場合においては、せつかくの親心でこれを無償貸付をした、しかるにこの赤字を補填するために、ホールをパストリップに使うとか、あるいは何かほかのものに使うというおそれがありますのであります、これに対して厚生省はどういうような運営の監督あるいは指導をして行くか、この点について説明を願いたい。

むずかしいことでございまして、先のことをここではつきり申し上げるのも私ども自信がございません。しかし、応ここに書いてありますところの収支の予算書というものは、大体このくらいいのものならば、私どもはこれはやめて行けるのじやないかというような目積書でございまして、収入等も控え目に見てあるわけあります。そこで今までお話をの中で、遺族以外の人に貸すのかという点も多少含まれているかと思ひます。たとえばホールや集会所に利用する場合、これは現在東京都内の便利のいいところで有名な講堂とか集会所は、一年前あたりから申し込んで、も、日にちによりましてもうないといふような状況でございます。もちろんこれは遺族の方に優先的に貸すわけでござりますけれども、遺族の方が三百六十五日お使いになるわけではございませんので、そういつたような場合に貸しホールということで収益を上げる。もちろんストリップに貸すつもりはございませんけれども、音楽会でございますとかそういうのがたくさんあるわけでございまして、そういう收入は相当確実なものだと私ども実は思つてゐるわけであります。それから宿泊施設も、これはもちろん遺族の方に優先的に貸しいたしますけれども、しかし遺族の方が御希望がない時期に、これはあけておくのもばかりしないことがありますから、そういう場合に私は員外利用があつてもいいのじやないか。それは多少高くしてお貸しすることによつて、そういうものの収益をここに書いてある事業に充てて行く、あるいは青黄資金に充てて行くという考え方をこの予算書はとつてゐるわけで

あります。もちろん先のことどこぞ
ますし、なか／＼そういうことはむづ
かしい仕事でござりますから、先生の
御心配のようなことも一理あると思
ますがけれども、大体私どもはそういうこ
とも実は全然考えてなかつたので、そ
ういう使い方もあるのかということをわ
かりました次第であります。が、そういう
つもりでです。それから厚生省が何か公
室に使うのじやないかという話は、私
どもは自然考えてなかつたので、そ
れがあつたかもしませんが、局長の
説明を聞いてみると、経営の主体が
だん／＼わからなくなつて来る。財團
法人日本遺族会に貸すのでしよう。
うして遺族会は全国の御遺族の便に供
しようというのでしよう。ただ私の心業
配しているのは、この経営上社会事業
的な性格を帯びているから、赤字等が
出る場合をおそれいるのですが、そ
れに対しては、一般的のホテル等を経営
してこれを埋めて行くというような今
のお言葉でありますたが、そうなりま
すと、一体ホテル経営の主体はだれに
なるのですか。

ホトルとかあるいは貸し集金所というような使い方というものは当然考えられるわけあります。それから宿泊所も、別にホトルの経営ということはございませんけれども、還族の方が御使用にならない場合にそれを貸すということは考えられる。しかしこれは私どもここに書いてありますように、安い料金で一応計算してございますけれども、将来の赤字の問題を御心配でございましたので、そういうこともあると申し上げたわけでござります。

○中野委員 おそらく日本遺族会においてはそういうことはないとは思いますが、それでも、万々が一赤字補填のために、あるいはその經營をゆたかならしめるために事業を計画して、ひとり貸しホテルばかりでなくいろいろなことをやるおそれが多くあるのです。こういう国有財産を無償で貸し付けるというような場合には、苦労してとつたものではありませんから、従つて楽な気持で処理する傾向があるのです。こういう場合の監督についてはむろん厚生省が当るのでしようが、その厚生省だつて、まるつきり信用せぬわけではありませんけれども、まるく信用するわけには参らぬ面が多分にある。従つてそういう場合においては、何か別の監督機関だとえば違反といふような不届きな場面があつたとき等においては、何か適当な処理をする、あるいは監督をする、処罰をする、言葉は悪いかもしけれぬが、これに対しても制裁を加えるというようなことをお考えになつていらっしゃるかどうか、これを伺いたいのです。

○安田政務委員 ただいまのところで

は、私どものところで監督いたしますし、同時にまた法務省とか大蔵省とも十分連絡の上で、そういう使用方法につきましては監督して参りたいと思っております。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖国神社に御参拝になる御遺族とか、あるいはこの人々の便宜に供するというのですから、商用で参る方でもとまれるわけであります。こういうような人をもつて部屋にあってがつてもなお私は余りある人数になると思うのです。たとえば御遺族の来ぬときには一般の客をとめるとおつしやつた。高くしてとめるとおつしやるけれども、私らが數字的に見ますと、おそらくそういうよ

ういふだけあります。その上に、この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖国神社に御参拝になる御遺族とか、あるいはこの人々の便宜に供するというのですから、商用で参る方でもとまれるわけであります。こういうような人をもつて部屋にあってがつてもなお私は余りある人数になると思うのです。たとえば御遺族の来ぬときには一般の客をとめるとおつしやつた。高くしてとめるとおつしやるけれども、私らが數字的に見ますと、おそらくそういうよ

うことを申し上げたのであります。これにつけ加えられたらどうかということか。そうすれば私は安心してあなたにつきましては監督して参りたいと思つております。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖国神社に御参拝になる御遺族とか、あるいはこの人々の便宜に供するとい

うことを申し上げたのであります。それから立つたついでですから申し

おまかせ申し上げる。

それから立つたついでですから申し

死としてあります。公務によって死

亡したと言わずに、戦没者の御遺族の

方々の福祉をはかるため、こういうふ

うにすればかまないので、何ゆえに

こういう公務というよな氣どつたも

のを一々つけたか。この気どることに

よつて全国の戦没者の御遺族が相当狭

められた片寄つた処置を受けなければ

ならない。今申し上げた先の点について御

答弁を願いたい。

○安田政府委員 私どものここへ出て

おります計画書というのは、安い料金

でとめた場合にバランスがとれるよう

な案が出ておるのでありますけれど

も、遺族の方が出られて何人くらいが

あそこにおとまりになるかというよう

の数字はもちろんつかめません。春秋

二季の靖国神社の大祭とかいうときは

も、もちろんあれは一ぱいになると思いま

す。そうするとどうしても赤字が出

ざるを得ない。従つてどうも両々相ま

ましょですが、お仕事の都合とか、ある

いは御親戚におとまりになるとい

うことがありますから、そういうよう

な方も全部ここへとまられるとい

うわんですから、もし万一一そうい

うなつたときには、政府は十

二分に補填して余りあるところの補填

をするといふことをあなたの方で一言

おこないますけれども、これもたいへ

んかつこうな案と思ひますけれども、

今のことではそこまで私ども考えて

いない次第でござります。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖国神社に御参拝になる御遺族とか、あるいはこの人々の便宜に供するとい

うことを申し上げますのは、そういう一

いにならないときのことを心配して、

あけておいた赤字になると言われや

ないかと思いまして、そういう場合

には別な使い方があるじやないかとい

うことを申し上げたのであります。そ

れから補償をしたらどうかといふこと

か。そうすれば私は安心してあなたに

つきましては監督して参りたいと思つております。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖

国神社に御参拝になる御遺族とか、あ

るいはこの人々の便宜に供するとい

うことを申し上げますのは、そういう一

いにならないときのことを心配して、

あけておいた赤字になると言われや

ないかと思いまして、そういう場合

には別な使い方があるじやないかとい

うことを申し上げたのであります。そ

れから立つたついでですから申し

死としてあります。公務によって死

亡したと言わずに、戦没者の御遺族の

方々の福祉をはかるため、こういうふ

うにすればかまないので、何ゆえに

こういう公務というよな氣どつたも

のを一々つけたか。この気どることに

よつて全国の戦没者の御遺族が相当狭

められた片寄つた処置を受けなければ

ならない。今申し上げた先の点について御

答弁を願いたい。

○安田政府委員 私どものここへ出て

おります計画書というのは、安い料金

でとめた場合にバランスがとれるよう

な案が出ておるのでありますけれど

も、遺族の方が出られて何人くらいが

あそこにおとまりになるかというよう

の数字はもちろんつかめません。春秋

二季の靖国神社の大祭とかいうときは

も、もちろんあれは一ぱいになると思いま

す。そうするとどうしても赤字が出

ざるを得ない。従つてどうも両々相ま

ましょですが、お仕事の都合とか、ある

いは御親戚におとまりになるとい

うことがありますから、そういうよう

な方も全部ここへとまられるとい

うわんですから、もし万一一そうい

うなつたときには、政府は十

二分に補填して余りあるところの補填

をするといふことをあなたの方で一言

おこないますけれども、これもたいへ

んかつこうな案と思ひますけれども、

今のことではそこまで私ども考えて

いない次第でござります。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖

国神社に御参拝になる御遺族とか、あ

るいはこの人々の便宜に供するとい

うことを申し上げますのは、そういう一

いにならないときのことを心配して、

あけておいた赤字になると言われや

ないかと思いまして、そういう場合

には別な使い方があるじやないかとい

うことを申し上げたのであります。そ

れから立つたついでですから申し

死としてあります。公務によって死

亡したと言わずに、戦没者の御遺族の

方々の福祉をはかるため、こういうふ

うにすればかまないので、何ゆえに

こういう公務というよな氣どつたも

のを一々つけたか。この気どることに

よつて全国の戦没者の御遺族が相当狭

められた片寄つた処置を受けなければ

ならない。今申し上げた先の点について御

答弁を願いたい。

○安田政府委員 私どものここへ出て

おります計画書というのは、安い料金

でとめた場合にバランスがとれるよう

な案が出ておるのでありますけれど

も、遺族の方が出られて何人くらいが

あそこにおとまりになるかというよう

の数字はもちろんつかめません。春秋

二季の靖国神社の大祭とかいうときは

も、もちろんあれは一ぱいになると思いま

す。そうするとどうしても赤字が出

ざるを得ない。従つてどうも両々相ま

ましょですが、お仕事の都合とか、ある

いは御親戚におとまりになるとい

うことがありますから、そういうよう

な方も全部ここへとまられるとい

うわんですから、もし万一一そうい

うなつたときには、政府は十

二分に補填して余りあるところの補填

をするといふことをあなたの方で一言

おこないますけれども、これもたいへ

んかつこうな案と思ひますけれども、

今のことではそこまで私ども考えて

いない次第でござります。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖

国神社に御参拝になる御遺族とか、あ

るいはこの人々の便宜に供するとい

うことを申し上げますのは、そういう一

いにならないときのことを心配して、

あけておいた赤字になると言われや

ないかと思いまして、そういう場合

には別な使い方があるじやないかとい

うことを申し上げたのであります。そ

れから立つたついでですから申し

死としてあります。公務によって死

亡したと言わずに、戦没者の御遺族の

方々の福祉をはかるため、こういうふ

うにすればかまないので、何ゆえに

こういう公務というよな氣どつたも

のを一々つけたか。この気どることに

よつて全国の戦没者の御遺族が相当狭

められた片寄つた処置を受けなければ

ならない。今申し上げた先の点について御

答弁を願いたい。

○安田政府委員 私どものここへ出て

おります計画書というのは、安い料金

でとめた場合にバランスがとれるよう

な案が出ておるのでありますけれど

も、遺族の方が出られて何人くらいが

あそこにおとまりになるかというよう

の数字はもちろんつかめません。春秋

二季の靖国神社の大祭とかいうときは

も、もちろんあれは一ぱいになると思いま

す。そうするとどうしても赤字が出

ざるを得ない。従つてどうも両々相ま

ましょですが、お仕事の都合とか、ある

いは御親戚におとまりになるとい

うことがありますから、そういうよう

な方も全部ここへとまられるとい

うわんですから、もし万一一そうい

うなつたときには、政府は十

二分に補填して余りあるところの補填

をするといふことをあなたの方で一言

おこないますけれども、これもたいへ

んかつこうな案と思ひますけれども、

今のことではそこまで私ども考えて

いない次第でござります。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖

国神社に御参拝になる御遺族とか、あ

るいはこの人々の便宜に供するとい

うことを申し上げますのは、そういう一

いにならないときのことを心配して、

あけておいた赤字になると言われや

ないかと思いまして、そういう場合

には別な使い方があるじやないかとい

うことを申し上げたのであります。そ

れから立つたついでですから申し

死としてあります。公務によって死

亡したと言わずに、戦没者の御遺族の

方々の福祉をはかるため、こういうふ

うにすればかまないので、何ゆえに

こういう公務というよな氣どつたも

のを一々つけたか。この気どることに

よつて全国の戦没者の御遺族が相当狭

められた片寄つた処置を受けなければ

ならない。今申し上げた先の点について御

答弁を願いたい。

○安田政府委員 私どものここへ出て

おります計画書というのは、安い料金

でとめた場合にバランスがとれるよう

な案が出ておのでありますけれど

も、遺族の方が出られて何人くらいが

あそこにおとまりになるかというよう

の数字はもちろんつかめません。春秋

二季の靖国神社の大祭とかいうときは

も、もちろんあれは一ぱいになると思いま

す。そうするとどうしても赤字が出

ざるを得ない。従つてどうも両々相ま

ましょですが、お仕事の都合とか、ある

いは御親戚におとまりになるとい

うことがありますから、そういうよう

な方も全部ここへとまられるとい

うわんですから、もし万一一そうい

うなつたときには、政府は十

二分に補填して余りあるところの補填

をするといふことをあなたの方で一言

おこないますけれども、これもたいへ

んかつこうな案と思ひますけれども、

今のことではそこまで私ども考えて

いない次第でござります。

○中野委員 この軍人会館の宿泊のできる部屋数は、この事業計画によつて見ますと、全国から今日宮城清掃においてになる方々とか、あるいは常時靖

国神社に御参拝になる御遺族とか、

ども、このままはどうも納得がでませんので、でき得ますれば、さらにもう一日日にちをかしていただきましてこれを検討したい。これは委員諸君の御都合もありましようから、自分一人の都合だけは言えませんけれども、私としてはもう一日の日にちをかしていただいて、次の厚生委員会において討論決定をしていただきたいと思いますが、これは私一人の考え方でありますから、どうぞひとつ委員諸君の御意見をお聞きくださいまして、幸いに私の言うことをお聞きくださいますならば、もう一日延期されんことを希望いたします。

○堤(ツ)委員 ただいま中野委員から御発言がございましたが、前回の委員会において私が政府に特に申し上げましたように、これは遺族に無償貸与と

いうことはたれも異議がない。しかし他の国有財産との均衡ということで筋が通らなければいけない。従つて今日の政治の腐敗堕落のもとも国有財産に

原因があるものが半ばに達するものと思うのであります。あるいは大きな国

有財産や国有物件をめぐつて東京のま

ん中で何億何百億の金をやみからやみにもうけておるような例が監査委員会に今日あげられておる、決算委員会にあげられておる。そういう立場から者

えましても、やはりこれは一応の筋が通らなければなりませんから、私はこの法律を審議するにあたつては、私がこの間御質問申し上げました通り、國

有財産に対しても政府の一貫した方針、広く国有財産と申しましてもなかへ

困難ならば、少くとも社会福祉事業をやつておるとか、公共的な有意義なものであるとか、國がやるべき義務教育

というようなものもこの中に見積つてあるのでございましょうか。それは了承いたすといたしまして、あなたは私の質問の解釈をし間違つていらっしゃいますが、先般の国有財産については範囲が広いから何だけれども、占領中に解散団体に指定されたもので国有財産となつておるものについての方針という意味でありますから、お間違いのないように……。

○小島委員長 では本案に関する質疑は次会に続行することといたします。本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後四時二十七分散会